

狛江市議会業務継続計画（BCP） (案)

令和6年3月
狛江市議会

泊江市議会業務継続計画（B C P）

【目 次】

<u>1 目的</u> ·	1
<u>2 対象とする災害</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
<u>3 議会の役割</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
<u>4 議員の役割</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
<u>5 議会事務局の役割</u> · · · · · · · · · · · · · ·	1
<u>6 災害時の市との連携</u> · · · · · · · · · · · · ·	2
<u>7 災害発生時における対応</u> · · · · · · · · · · ·	2
<u>8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応</u> · · · · ·	4
<u>9 連絡体制</u> · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
<u>10 防災訓練</u> · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
<u>11 B C Pの見直し</u> · · · · · · · · · · · · ·	12

1 目的

狛江市議会業務継続計画（B C P）（以下「B C P」という。）は、狛江市内で大規模災害等が発生した場合に、狛江市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携することにより、市民の安心安全の確保や被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする災害

本B C Pは、次の災害を対象とする。

- (1) 市本部が設置され、さらに全職員が災害応急対策業務のために配備されるような大規模災害とする。

3 議会の役割

- (1) 本B C Pが対象とする災害が発生、または発生が予測され、議長が必要と認めるとき、議会は「狛江市議会災害対策連絡会の設置に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）に基づく「狛江市議会災害対策連絡会」（以下「災害対策連絡会」という。）を設置する。また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策連絡会を通じて市本部に提供する。また、市本部からの情報は、災害対策連絡会を通じて全議員にLINE WORKS掲示板にて通知し、データはSideBooksに保存する。
- (3) 市本部と連携・協力し、国、都その他の関係機関に対して要望等を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。
- (2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策連絡会に提供することとし、直接、市本部への連絡は行わない。

5 議会事務局の役割

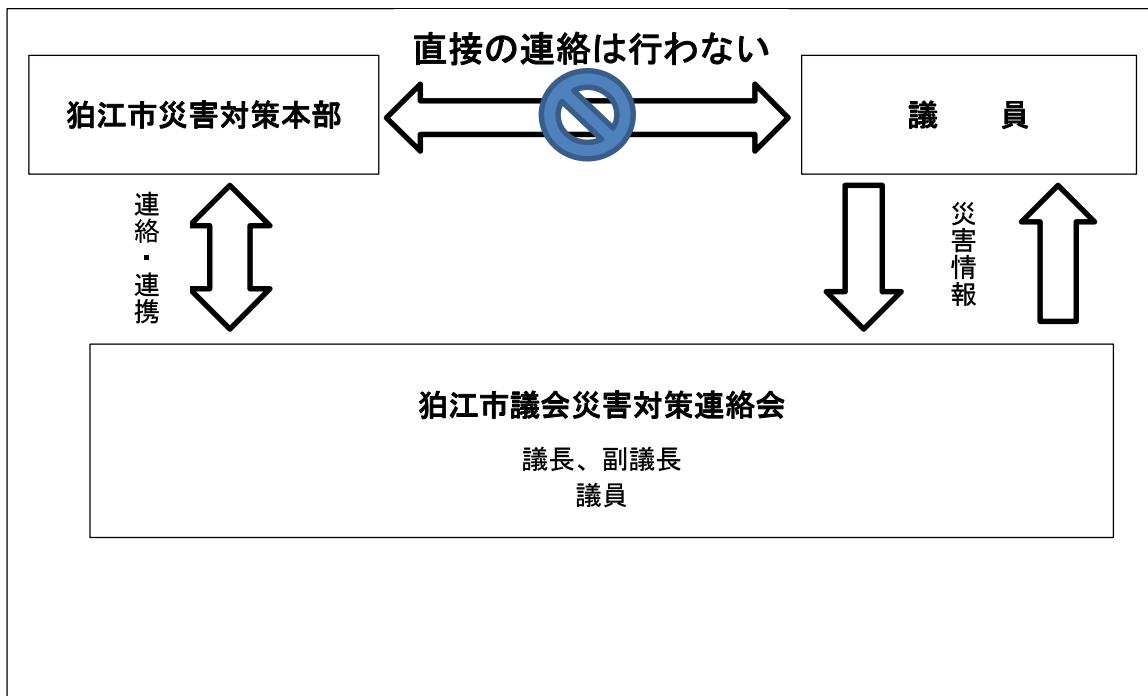
市本部が設置された場合、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して速やかに次の災害対応の業務に当たるものとする。また、災害が勤務時間外に発生した場合においては、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 事務局職員の安否を確認する。
- (3) 正副議長及び議員の安否を確認する。
- (4) 議会棟の被災状況を確認する。
- (5) 災害対策連絡会の設置準備をし、事務の補佐を行う。

- (6) 市本部（市本部に収集している議会事務局長）との連絡体制を確認する。
- (7) 収集した災害関係情報を整理し、災害対策連絡会に報告する。

6 災害時の市との連携

大規模災害発生時においては、市本部と災害対策連絡会が組織的に連絡・連携体制を確立することが重要である。実質的に災害対策を実施するのは市本部を中心とした市であるが、災害対策連絡会においても、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握・集約し、市本部へ伝達すると同時に、市本部が集約した情報と合わせて、必要に応じて議員に報告していく。



7 災害発生時における対応

- (1) 災害発生時（発災時から概ね 24 時間）

ア 議会及び議員の行動

① 本会議、委員会が開催中の場合

- a 議長または委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- b 議長または委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を得なければならない。
- c 議員は、自身の安全確保を行った上で、議会棟内に被災者がいる場合には、その救出・救助及び支援を行う。

② 本会議、委員会が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合

- a 議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。
- b 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。

③ 委員会または会派による視察（出張）を行っている場合

- a 委員長または会派代表者（以下「責任者」という。）は、視察先にて災害等が発生した場合、速やかに被災状況を議長（議長に事故がある場合は副議長）に報告する。
- b 責任者は、市及び視察先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、視察を終了（市内視察にあっては帰庁）する。
- c 議長は、市及び視察先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、責任者に対し、視察の終了及び帰庁を命ずることができる。

イ 災害対策連絡会の開催

- ① 議長は、災害対策連絡会を招集する。
- ② 議長は、申し合わせに基づき、会議の運営を行う。
- ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
- ④ 災害対策連絡会等の情報については、全議員に周知する。
- ⑤ 災害対策連絡会は、議長の判断により、オンラインで行うことができるものとする。
※オンラインとは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

ウ 事務局職員の行動

① 勤務時間中

- a 来庁者、議員の避難誘導及び救出・援助及び支援を行い、その後、速やかに事務局職員及び議員の安否確認を行う。
- b 議会棟の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
- c 災害対策連絡会の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、災害対策連絡会に伝達する。

② 勤務時間外

- a 自身や家族等の安全確保を行った後、速やかに事務局に参集する。
- b 参集後、速やかにメールや電話等の連絡可能な手段により、事務局職員及び議員の安否確認を行う。
- c 議会棟の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
- d 災害対策連絡会の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、災害対策連絡会に伝達する。

（2）応急活動期（2日～7日程度）

ア 災害発生時からの活動を継続する。市本部と連携し、災害対策連絡会で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。また、地域の被災状況等を把握した議員は、必要に応じて、その情報を災害対策連絡会に提供する。

イ これまで収集した災害関係情報に基づき、災害対策連絡会の今後の取組等についての

検討を始める。

ウ 事務局職員は、議場の放送・録音設備等が正常に稼働するか確認する。正常に稼働しない場合には、復旧に向けて業者等と連絡調整を行う。

(3) 復旧活動期（8日以降）

ア 応急活動期からの活動を継続する。災害対策連絡会は、市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。

イ 本会議・委員会開催に向け、協議事項の調整や、開催場所などの協議を行う。

ウ 臨時会等において、災害対策及びその必要経費を速やかに審議する。

エ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策連絡会で検討・調整した内容について、国、都等に対し、要望等の活動を行う。

8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長について

ア 正副議長とともに事故がある場合

会期中の場合は、仮議長が議長の職務を行う。

※仮議長とは年長議員をいう。

イ 正副議長ともに欠けた場合

正副議長を選任する。

(2) 正副委員長について

ア 正副委員長とともに事故がある場合

年長委員が委員長の職務を行う。

イ 正副委員長ともに欠けた場合

正副委員長を選任する。

(3) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（または委員）の出席が必要である。

(4) 執行部の出席について

会議開催時の執行部の出席者について、被災状況や災害対応状況等を勘案の上、執行部と調整する。状況によっては、会議において執行部の出席に配慮した議会運営等を検討する。

(5) 議場及び委員会室が使用不可能な場合

議場及び委員会室の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応する。なお、議場システムが使用できても人員が不足する場合は、インターネット中継は配信しない。

(6) 議案の審議について

ア 会期中に本B C Pが対象とする災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。

イ 閉会中に本B C Pが対象とする災害が発生した場合

臨時会または定例会の招集時期、審議日程等について調整を行う。

※議会運営については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、狛江市議会会議規則（平成 15 年議会規則第 1 号）、狛江市議会委員会条例（平成 15 年条例第 15 号）等の規定に基づき対応するが、災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画を以下のとおりとする。

（7）災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画

議案審議継続のための事業計画策定の経緯と概要

大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするために、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を事業計画として明文化した。

定例会の招集前から最終日までを 6 つの期間に分け、以下の 6 ケースを作成。

ケース 1	告示前（開会予定日の概ね 2 週間～1 週間前）
ケース 2	告示後（議運開催後～本会議開会前）
ケース 3	本会議開会～一般質問前日
ケース 4	一般質問中～委員会審査前日
ケース 5	委員会審査～閉会日開議前
ケース 6	閉会日開議～議決まで

前提（6 ケースに共通）

・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては 7 日、町村にあっては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。（地方自治法第 101 条第 7 項）

・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

（地方自治法第 102 条第 2 項）

・狛江市議会の定例会の回数は、年 4 回とする。

（狛江市議会定例会の回数を定める条例）

ケース 1 告示前（開会予定日の概ね 2 週間～1 週間前）

前提

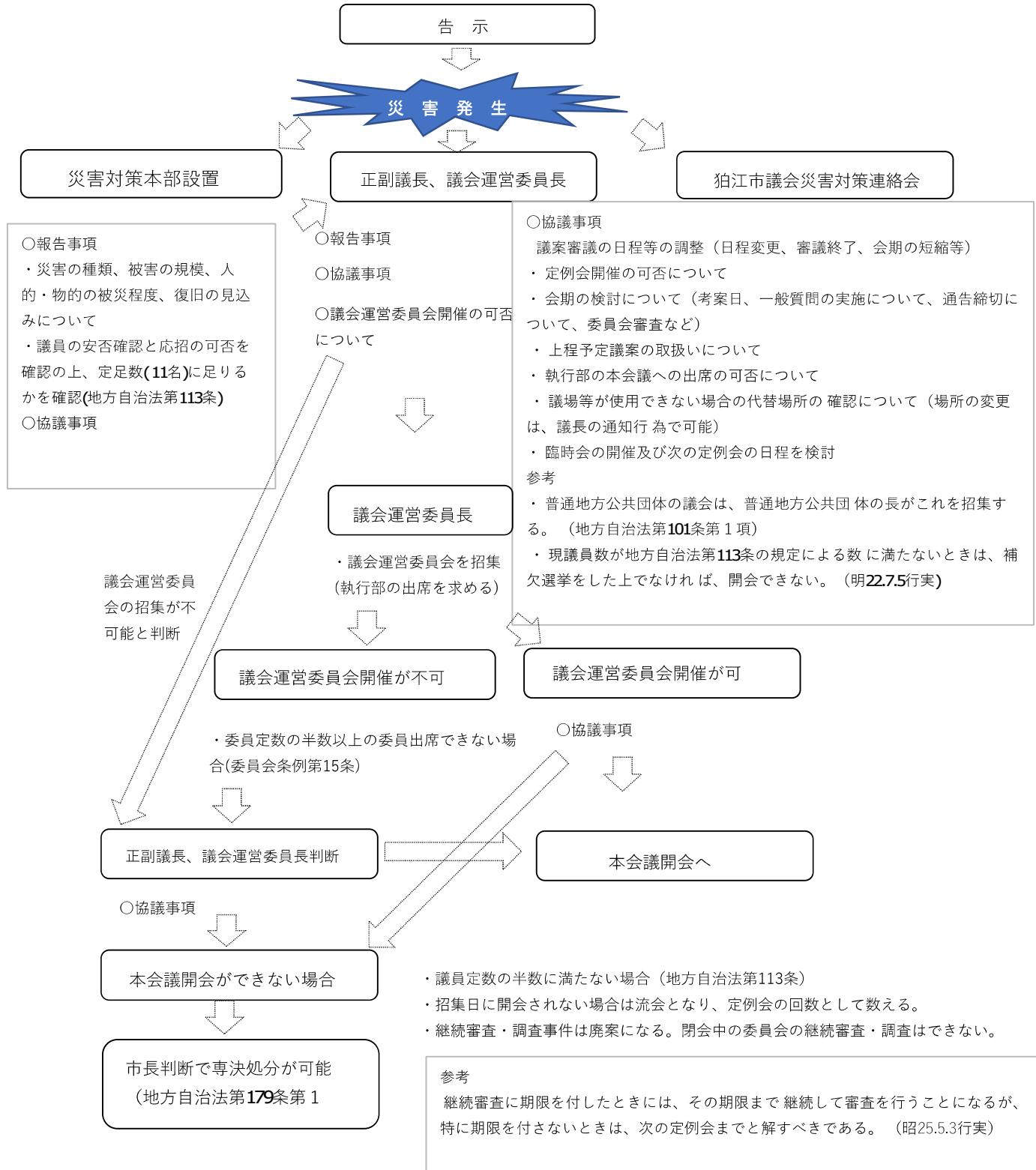
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては 7 日、町村にあっては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。（地方自治法第101条第7項）
- 定期会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。（地方自治法第102条第2項）
- 狛江市議会の定期会の回数は、年 4 回とする。（狛江市議会定期会の回数を定める条例）
- 正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。（地方自治法第106条）



ケース2 告示後（議会運営委員会開催後～本会議開会前）

前提

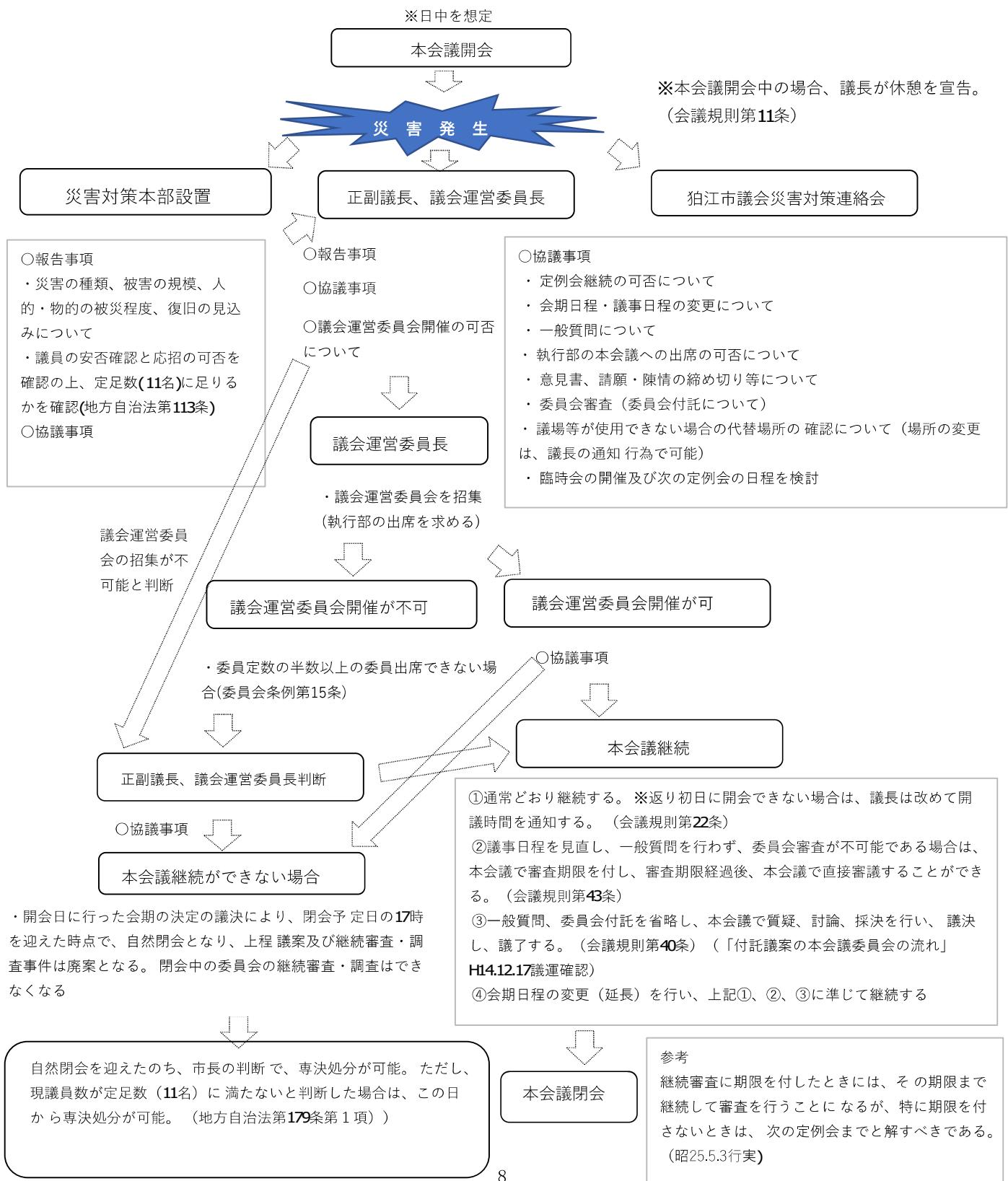
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。（地方自治法第101条第7項）
- 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。（地方自治法第102条第2項）
- 狛江市議会の定例会の回数は、年4回とする。（狛江市議会定例会の回数を定める条例）
- 正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。（地方自治法第106条）



ケース3 本会議開会～一般質問前日

前提

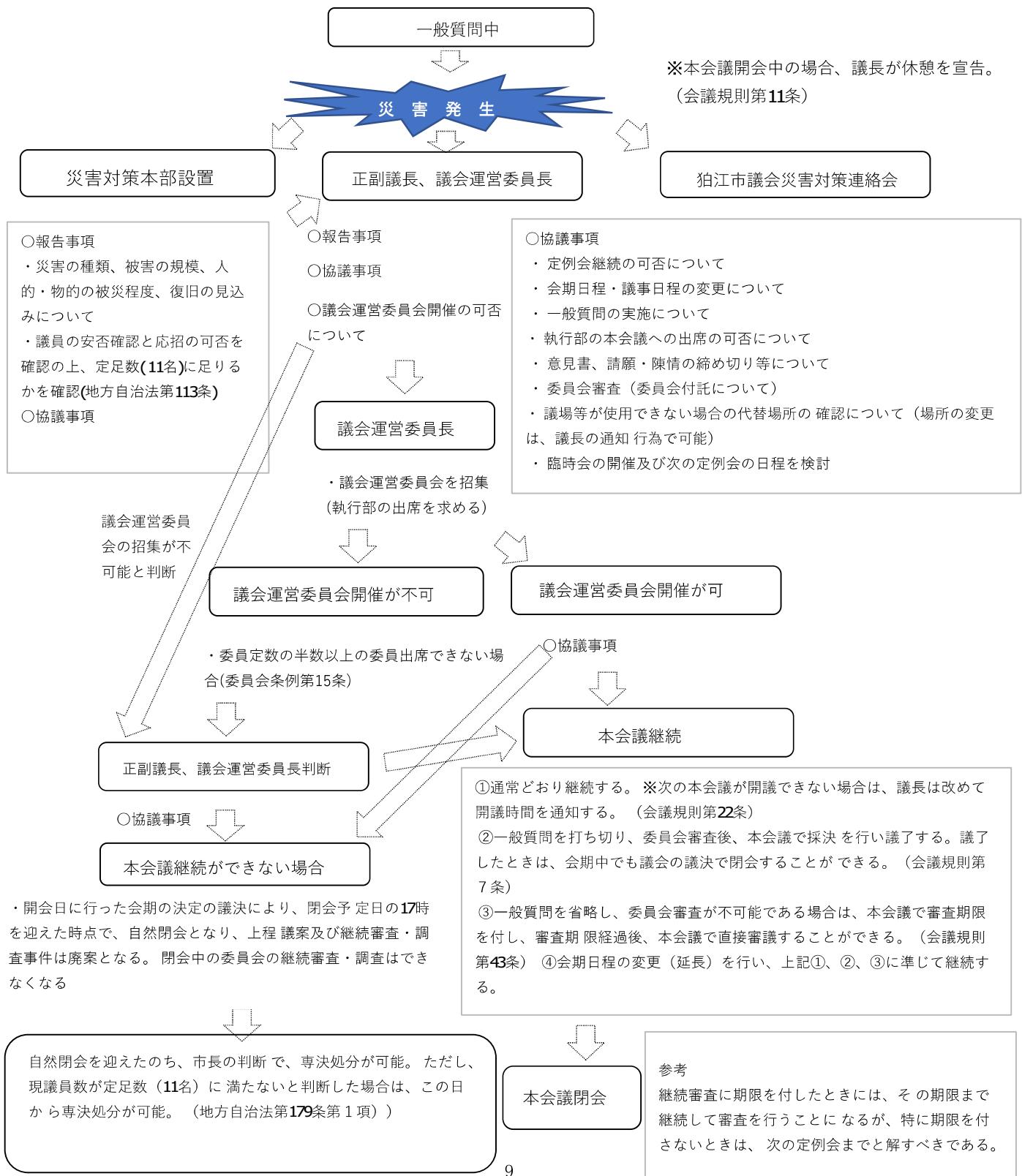
- 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- 狛江市議会の定例会の回数は、年4回とする。(狛江市議会定例会の回数を定める条例)
- 正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)



ケース4 一般質問前日～委員会審査前日

前提

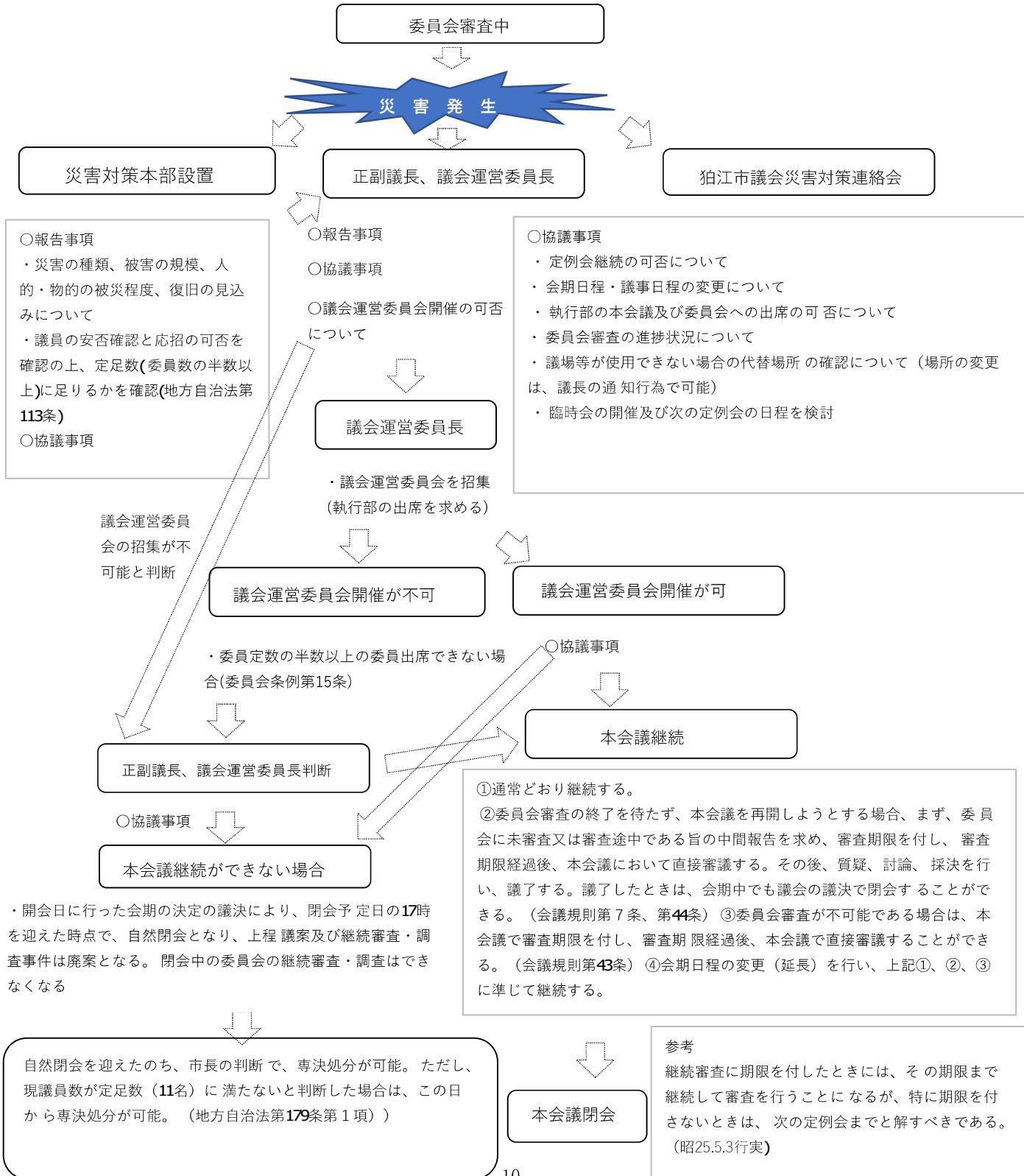
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・狛江市議会の定例会の回数は、年4回とする。(狛江市議会定例会の回数を定める条例)
- ・正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)



ケース5 委員会審査～閉会日開議前

前提

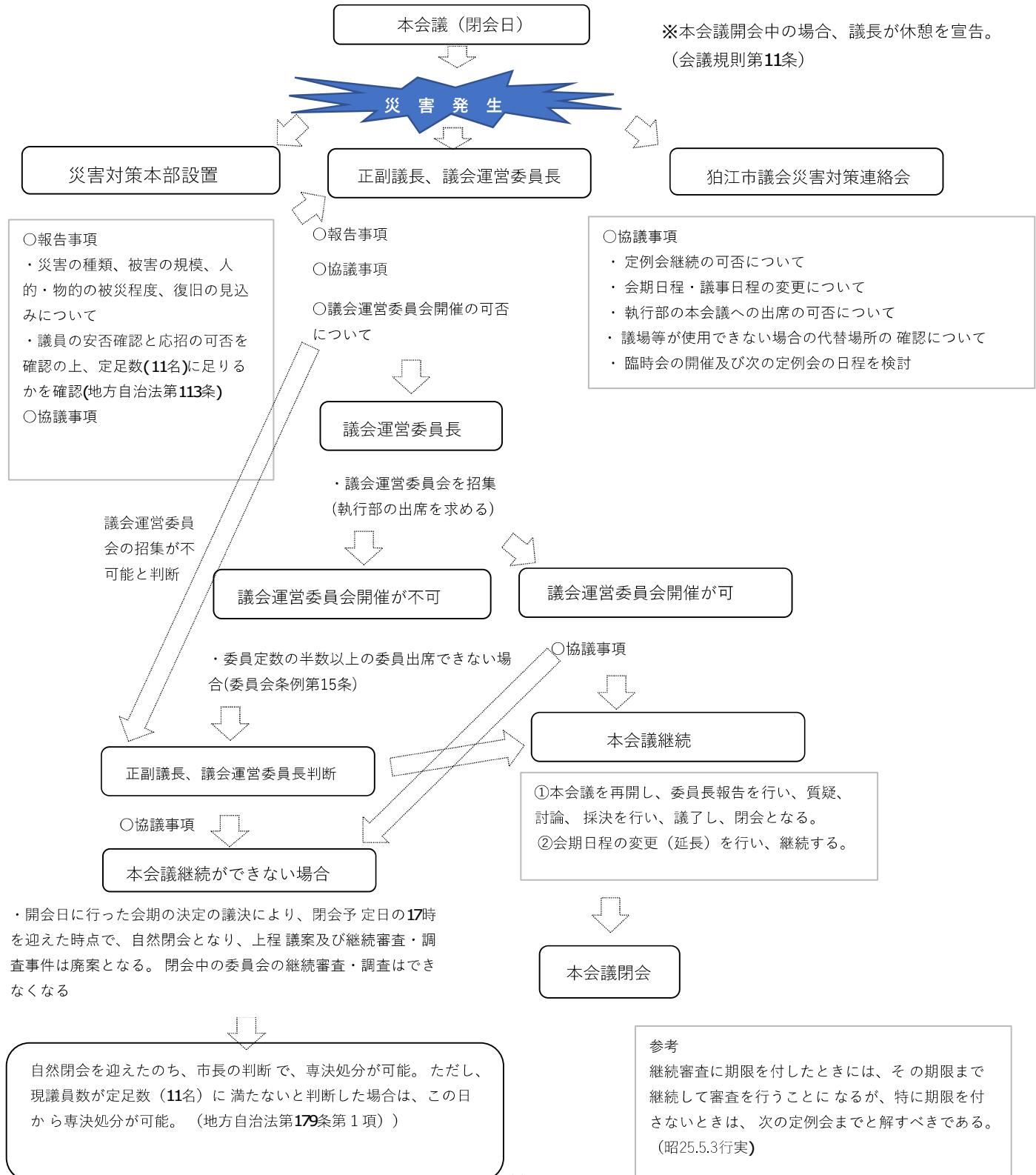
- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・狛江市議会の定例会の回数は、年4回とする。(狛江市議会定例会の回数を定める条例)
- ・正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)



ケース6 閉会日開議前～議決まで

前提

- ・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
- ・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
- ・狛江市議会の定例会の回数は、年4回とする。(狛江市議会定例会の回数を定める条例)
- ・正副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、本会議において議長選挙から行う。(地方自治法第106条)



9 連絡体制

(1) 安否確認等

ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、議員は議長に自身の安否、居所及び連絡先を報告する。災害情報の提供についても同様とする。

イ 議員は、議長に届けている電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

災害対策連絡会から議員への情報提供については、LINE WORKS 掲示板を通じて行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて、電話やメールのほか、LINE 等のSNSを利用など、そのとき使用可能なさまざまな通信手段を確保するよう努めるものとする。

10 防災訓練

狛江市総合防災訓練への参加や、半年に1回程度避難訓練等を実施することで災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

11 BCPの見直し

(1) 災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化などが生じた場合は、内容の見直しを図る。

(2) 本BCPの見直しは、議会運営委員会において行うものとする。